

国住指第27号
平成23年4月5日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて

災害により破損した建築物の応急の修繕については、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第85条第1項の規定により、災害により破損した部分の修繕であれば、工事に着手する時期にかかわらず、建築基準法令の規定は適用されないこととなるので、この点に留意して適切に運用されたい。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。